

桐生大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

桐生大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、桐生大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」と定め、使命・目的は、現代の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために「幅広い知識と確かな技術を持つ、対応力に優れたスペシャリスト教育を目指す」と具体的である。これらは、学則、大学案内、ホームページなどに明示されており、学部や学科の教育目的も具体的で明確である。

大学は平成20(2008)年に地域の保健医療分野への要望に応え設置され、使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と支持を得るとともに学内外に周知されている。また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

大学はアドミッションポリシーに沿った選抜方針のもと、多様な入学者選抜が工夫され、収容定員を満たしている。学部の教育目的は明示され、それを踏まえて各学科のカリキュラムポリシーや教育課程が編成されている。

教育課程に関連する内容については教務委員会が、教授法の工夫や授業改善についてはFD(Faculty Development)委員会が取り組み、社会の変化に対応した取り組みが行われている。教職員協働による学修・授業支援や学生生活の支援は積極的に行われている。

単位認定、卒業・修了認定などの基準は、学則、履修規定に明確に定められ適切に運用されている。教育目的達成のために必要な教員の配置、教員の資質向上への取り組み、教育研究環境の整備などを適切に行っている。また、教育目的達成のために必要な校地・校舎、施設設備などの学修環境は整備、活用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人桐丘学園寄附行為」に掲げる目的に則して各規定が整備され、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し経営の規律を保っている。また、大学の教育の情報・財政情報は公開されている。

理事、監事及び評議員は寄附行為にのっとり選任され、理事会及び評議員会は適切に開催・運営されている。また、大学の意思決定機関である教授会も学長のリーダーシップのもとで適切に運営されている。

法人と大学のコミュニケーションは「学園運営協議会」「大学運営評議会」及び「事務連絡会」などにおいて、課題の共有や相互の連携により、意思決定が円滑に図られている。

事務組織は「学校法人桐丘学園組織事務分掌規程」に基づいて構築されており業務の遂行に必要な事務組織編制となっている。

学校法人会計基準、「学校法人桐丘学園 経理規程」などに基づいて、会計処理が適正に行われている。また、内部監査室を設置し、学校法人全体の業務を監査している事は評価できる。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的達成のため、教育及び研究活動の運営改善に向けた調査・審議を行う「自己点検・自己評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動が実施されている。

各部署からの自己点検・評価結果は「業務運営管理委員会」を通じて、学長に提出され、改善課題については指示を出すなど、PDCAサイクルが概ね確立している。

総じて、大学は「地域社会の保健医療分野に貢献できる有為な人材養成」という目的を達成するために、適切に研究・教育に取り組んでおり、群馬県に立地する大学として地域からの期待が大きい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.教員の研究活動の活性化と支援」「基準B.知的資源を活用した地域社会貢献活動」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学は建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」を踏まえ、「実学実践」を教育理念に掲げている。

大学の使命・目的は、設置の趣旨に、現代の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術を持つ、対応力に優れたスペシャリスト教育を目指す」と具体的である。

教育目的は「総合的能力の育成」「専門的職業人の育成」「豊かな人間性の育成」「実践的な職業人の育成」で簡潔に明文化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は保健医療系の大学であり、地域の病院をはじめ地域社会と強い連携を持ち、教育活動を通じ「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた人材」が地域社会に輩出している。

「地域行事の参加・コラボレーションで実践的に学ぶ」「きめ細やかな学生対応を重視」「環境に配慮した教育研究活動の実施」など地域との連携を重視した教育は、大学の個性・特色となっている。

使命・目的及び教育目的は、学部及び学科ごとに学則に明確に定めており、関連する法令に適合している。近隣地域のニーズや医療保健職の高度化・専門化という社会変化に対応するために、時代が求める人材の育成を図るための教育を実践している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は大学設置に伴い、多くの教職員により検討され、理事・評議員・監事等に十分に説明し承認を得ており、役員、教職員の理解と支持が得られている。

建学の精神・教育理念・教育目的はディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーに反映されており、その内容は「学校案内」「学生ハンドブック」大学ホームページなど、さまざまな媒体により、学内外に周知されている。

大学は医療保健分野における地域社会のニーズに応えるための検討を行い、大学院設置及び新学部増設など中長期計画を作成している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、医療保健学部看護学科、栄養学科の2学科を設置し、大学の使命・目的とは整合性がある。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを学校案内、学生募集要項及び大学ホームページなどに明示し、さらにオープンキャンパスなどで受験生に説明、周知している。また、アドミッションポリシーを説明する「共感 BOOK」が配付され、受験生のミスマッチを防止する策がとられている。アドミッションポリシーに沿った入学者選抜方針及び各試験区分に応じた選抜の方針のもと、多様な学生を受入れ、定員は概ね確保している。入試業務は「入試広報委員会」が主に担当し、アドミッションポリシー、入試要項の作成などの審議、運営が行われている。

入学前教育については入学予定の全学生を対象に、e ラーニングの導入等も踏まえ、積極的に取組まれている。入学前教育は専任の教員によって行われ、入学後の学修につなげている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学部の教育目的が明示されており、それを踏まえて各学科のカリキュラムポリシーが示され、「学生ハンドブック」及び大学ホームページなどに明示されている。教育目的に合った教育課程が編成され、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目が構成されている。

履修登録単位数の上限設定については履修ガイド及び「学生ハンドブック」に明示されている。

教育課程に関連する内容については教務委員会が主導し、教授法の工夫や授業改善については FD 委員会が取組んでいる。教育課程については社会の変化に対応するための改定に取組み、平成 24(2012)年度から改定カリキュラムを運用し、医療保健分野に特徴的な科目設定を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各学科・学年にクラス担任、副担任を置き、学生一人ひとりをサポートする体制を整えている。また、問題を抱えている学生には教職員が連携して学生生活及び学修面での相談、支援を行っている。そのため、退学者・留年者は少なく、学生指導が十分に行われていると評価できる。授業については、TAの活用はないものの、講義等の補助に助手を配置し授業支援を行っている。国家試験に関する学修支援対策についても、全学的な支援体制を組み、実施している。

教職協働については、教員が事務局の管理職や事務職を兼務したり、教務課において授業評価アンケートが迅速に処理され、教授活動に活用されるなど、学修支援、授業支援に積極的に取り組んでいる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定基準が、学則、履修規定に明確に示されている。各授業科目の具体的な評価方法はシラバスの成績評価欄に記載されているものの、一部の科目で不十分な記載がある。

履修登録単位数の上限設定は平成 26(2014)年度入学生から適用している。また、再履修科目についても上限設定の範囲での履修指導が進められている。

他大学における既修得単位の単位認定や編入学者等の単位読替えについても上限設定が規定されており、適切な範囲で実施されている。履修などについては学生ハンドブックが作成・配付され、活用されている。

【参考意見】

○シラバスにおいて、学則上の評価基準だけが示されている科目が一部あるので、全ての科目について詳細な成績評価基準を提示することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内に、専門基礎科目や専門科目にキャリア支援のための科目を多く配置している。また、卒業にかかる科目として学外実習を多数設定しており、国家試験受験資格の取得とキャリア教育が結びつくよう構成されている。

教育課程以外においても「学生支援センター」を中心に、複数回のキャリアガイダンスを実施し、その中で外部講師による専門職の現状説明と質疑応答を行うなど実感を持って考える機会を提供している。また、担任や「学生支援センター」による個別相談を行い、就職活動や卒業後の進路に関する相談に応じている。「国試対策指導室」を中心に国家試験合格のための指導も行っており、職業的自立に向けた体制を整備している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

国家試験合格率及び就職状況調査を指標の一つとして用いることにより、教育目的の達成状況を量的に判断している。看護師、管理栄養士などの専門職への就職状況も集計している。実習先と就職先が重なるケースが多いことを利用して、実習先との面談により定性的な総合的評価、他校の学生との違いなど、重要な情報を収集している。

大学では FD 委員会を中心に教育内容の点検、教育方法の改善などが進められており、いくつかの取組みが行われている。授業評価アンケートは授業形態別の評価用紙を用いて授業の中間日と最終日に実施した後、短期間で教員に返却されており、「教育・研究・学生指導等報告書」の作成と併せて、評価結果の比較や授業改善を実施しやすい体制となっている。学内向けに担当科目ごとの各項目の平均点も公表されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援のための組織として、「学生委員会」「学生支援センター」「ウェルネスセンター」「メディア情報センター」、学生課が設置され、課外活動支援、厚生補導、経済的支援、進路支援、健康相談、心的支援、情報ネットワーク環境、ネットワークを利用した学修環境などの仕組みを整備し運営している。また、「学生委員会」では防犯巡視も行い学生生活に問題が生じないよう配慮している。

経済支援の一環として、大学独自の奨学金・授業料減額制度を設け運営している。

学生の意見・要望はクラス担任が中心となって把握に努めており、学生生活支援全般においてもクラス担任が大きな役割を果たしている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学科の教育内容に応じた専任教員を確保・配置し、年齢構成も概ねバランスがとれている。専任教授は専門分野のバランスに多少の偏りが生じているが、大学設置基準に示されている教授数を満たしている。

教員の採用・昇任については「桐生大学・桐生大学短期大学部教員採用規程」「桐生大学・桐生大学短期大学部教員資格審査委員会規程」「教員任用昇格に関する内規」に基づいて実施されている。FD に関しては FD 委員会を中心に進められている。

教養教育では平成 26(2014)年 4 月に「教養教育推進委員会」が設置され、教養教育の現状分析、教養教育推進の目的・施策の策定に関して検討を開始している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、実習施設などの施設設備を大学設置基準に沿って整備し、有効に活用している。

図書館は本館と分館があり、その蔵書、機能についても適切である。また、コンピュータやプロジェクタなどの IT 機器の整備が十分に行われており、実習室の医療機器や映像

機器、シミュレーション機材なども整備されている。

施設・設備は近年の建築物は耐震基準を満たしており、昭和 57(1982)年以前の多層建築である 4 号館も耐震診断を実施済みである。バリアフリー化に関しては、未整備な部分について、今後の建築・改修の際に対応を予定している。

授業を行う学生数については適切に管理され、教室の IT 機器の充実等により教育上不都合のない環境整備を行っている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律については寄附行為をはじめとする各規定が整備され、適切に運営されている。

法人の日常的な業務運営については「学園運営協議会」で協議し、調整を図っている。

各規定は、学校教育法、私立学校法、設置基準などにのっとり制定されており、人権問題、個人情報保護、公益通報、危機管理、公的研究費の適正な執行や ISO14001 認証取得による環境保全の取組み、安全に対する規定などの整備もされており、「全教職員会」などを通じて、周知に努力している。

業務運営管理規定による点検実施や法人に内部監査室を設置することにより、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

ホームページには教育情報や財務情報が掲載され、学内外に適切に公表する体制が整備されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は「学校法人桐丘学園寄附行為」により法人の最高意思決定機関と位置付けられている。理事、監事及び評議員は寄附行為にのっとり選任され、私立学校法及び寄附行為にのっとり審議・決定が行われており適切に運営されている。理事会及び評議員会は適切に開催されており、理事、監事の出席率は高く、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備が図られている。

また、「学園運営協議会」を設けて毎月定期的を開催しており、法人及び各所属校の情報共有や業務運営・管理の円滑な執行に寄与している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則に大学全般の運営に当たり重要事項を審議する組織として「大学運営評議会」を、教学面の重要事項を審議する組織として教授会を規定している。どちらも、学長が議長となって審議し意思決定を行っており、適切なリーダーシップを発揮している。

教授会のもとには各委員会が置かれ、教育研究、学生生活に関する事項について、審議を行い、教授会に提案している。

学長は法人の理事でもあり、理事会及び評議員会において、大学の代表者として出席しており法人全体の運営にも参画している。

学長を統括的に補佐する役割を担うために副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理運営に関しては、「学園運営協議会」「大学運営評議会」及び「事務連絡会」により、

法人と大学のコミュニケーションは十分に取れており、課題の共有や相互の連携により、意思決定の円滑化が図られている。

監事及び評議員の選考に関する規定が整備され適切に選任されている。また、監事は理事会において適切に意見を述べるなど、ガバナンスも機能している。法人には内部監査室を設置し、監事を支援し、ガバナンスの強化を図っている。

大学の中長期計画を検討する会議として「大学将来計画検討室」が設置されている。将来計画の策定に向け、教職員による「検討委員会」が継続的に開催されており、ボトムアップ体制の構築にも取り組んでいる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については「学校法人桐丘学園組織事務分掌規程」に基づいて構築されており業務の遂行に必要な組織編制となっている。事務組織は教育職員と事務職員で編制されており、教学部門に限らず、実質的な教職協働が行われている。

毎月開催される「全教職員会」において法人からの連絡も含めた大学の業務執行についての情報共有が行われている。また、「学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程」に基づき、半期に1回、学科及び事務組織の課・センターなどの各部署で業務点検が実施されており、管理体制が機能している。

学内では初任者研修会やSD研修会を定期的に行うほか、外部団体主催の事務職員研修会にも出席させるなど、職員の資質向上・能力向上への取組みが行われている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体では、過去5年帰属収支差額は支出超過であるが、毎年改善され、施設拡張のため、計画的に第2号基本金を積立てている。余裕資金があり、資産運用規定に沿って運用している。

大学単体では、平成 20(2008)年度に設置し、安定した入学者数により、ほぼ収容定員を確保している。その結果、学生生徒等納付金は学年進行とともに増加し、平成 23(2011)年度以降は、帰属収支差額は収入超過である。法人全体の財政基盤の安定化に寄与している。

また、教員個人研究費については、研究内容の質的向上を図るねらいで、特別研究費制度を設けている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人桐丘学園経理規程」などに基づいて、会計処理が適正に行われており、公認会計士及び監事から各々適正であるとの監査報告を受けている。

また、内部監査室を設置し、学校法人全体の業務を監査している事は評価できる。

科学研究費助成事業等の公的研究費の管理・監査については、学長を最高管理者とする規定が制定され、不正防止体制が確立されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的達成のため、教育及び研究活動の運営改善に向けた調査・審議を行う「自己点検・自己評価委員会」を設置し、専門委員会として「自己点検評価運営委員会」を置き、大学の教育研究活動についてのさまざまなデータをもとに、客観的、具体的な自己評価を実施している。

「自己点検評価運営委員会」の報告をもとに、理事長、学長等により構成され、理事長

が委員長である「自己点検・自己評価委員会」で自己点検・評価結果の検討と改善策について審議している。

大学自身が自主的に自己点検・評価を行っており、その周期性においても概ね適正である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検評価運営委員会」が、教務課、入試課などが有している客観的データや、各学科、各事務部署の「業務運営管理 定期点検報告書」及び各教員が実施する自己評価結果である「教育研究学生指導等活動報告書」を機能的に活用し、全体的な自己点検・評価に関する取組みを行っている。

「業務運営管理 定期点検報告書」は、学務部長が委員長である「業務運営委員会」で課題等を抽出し、「自己点検評価運営委員会」に報告され、「教育研究学生指導等活動報告書」は、教育研究推進センターがデータ収集・抽出を行っている。

評価結果は法人及び大学の責任者で構成されている「自己点検・自己評価委員会」に報告され、学内での法人及び大学の責任者の共有は図られている。また、ホームページで開示され、社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検評価運営委員会」は、報告書を作成又は自己点検・評価の結果をまとめ、「業務運営管理 定期点検報告書」などで指摘された事項について、「自己点検・自己評価委員会」に報告している。

各部署の自己点検・評価の結果が「業務運営管理委員会」を通じて、学長に報告書が提出され、学長からの指示により、改善がなされている。担当部署で対応できる課題については、それぞれで対策案を作成し改善が行われる。協議が必要な場合は、「大学運営評議会」で審議し改善案を作り改善するなど PDCA サイクルの仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 教員の研究活動の活性化と支援

A-1 研究活動における教員の使命の共通理解

A-1-① 大学の使命・目的に即した使命の共通理解

A-2 若手教員の研究活動活性化の支援

A-2-① 若手教員の研究活動の支援

A-3 研究実績による国際的活動

A-3-① 国際学術、著書執筆、雑誌掲載、学会発表活動

A-3-② 国際学会における高評価の活動

【概評】

大学は保健医療的課題への対応と社会要請へ応えるための教育を推進するために、関連分野における研究を活性化させることが大切であるとの認識を持ち、研究を推進している。

研究環境の整備、経済的な支援、研究日の設定など、研究推進の土壌作りを行っている。特に、若手教員の研究を支援するために、研究環境の整備に心掛け、大学独自に特別個人研究費・研究旅費の助成制度、若手教員の研究活動の支援のための研究環境を整えている点は評価できる。基礎的な研究から共同研究へと幅広い研究環境の整備が行われている。

大学の研究支援が、「基礎実験研究」や「臨床・臨地研究」への積極的な取組みとなり、論文博士の誕生や取得見込みにつながっている。

科学研究費助成事業などの外部資金獲得に向けては説明会を開催したり、情報提供するなどの支援が行われている。

また、国際学術誌に掲載されている論文や海外での学会発表活動も多く、評価できる。国際学会における高評価の活動実績のある教員の指導による若手教員への研究が引継がれ、推進していく土壌が作られている。より一層の研究ができる環境作りの整備、研究への取組み、研究の推進が期待される。

基準 B. 知的資源を活用した地域社会貢献活動

B-1 地域社会との連携及び大学独自の地域貢献活動

B-1-① 活動方針、方策、運営の適格性

B-1-② みどり市との地域連携事業による社会貢献活動の実施

B-1-③ 大学独自のプログラムによる社会貢献活動の実施実績

B-1-④ 教員個々の社会貢献活動

B-1-⑤ 環境教育の実践による社会貢献活動

【概評】

桐生大学

大学として地域貢献活動を大学の使命・目的と位置付け積極的な活動を行っている。

大学所在地である群馬県みどり市と連携・協力してさまざまな事業を展開する一方、大学独自に「桐生大学公開講座」「桐生大学健康フォーラム」などを実施するとともに、大学図書館やカフェといった大学施設を市民に開放するなど、地域における大学の存在意義を示している。また、大学としての組織的な活動などにより地域貢献を進めている。

環境教育の実践を通じた地域貢献活動として ISO14001 の認証を取得し、教職員、学生に環境問題について幅広く啓発を行っている。その環境マネジメントシステムの中で研修会や講演会、多様な環境教育活動を実施することにより、地域貢献活動がそのまま学生の育成につながるようなシステムの構築を進めている。

環境教育活動の取組みは、学生に対して多くの具体的な手段により強く啓発することは効果があると考えられる。今後は環境教育活動のより詳細な議論・検討を通して、より実効性を向上させたシステム構築がなされることを期待したい。

